

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和8年9月15日

—第99号—

副業や投資の名目で借金をさせる業者に注意!

相談事例

副業や投資等を勧誘する業者から指示されるままに、複数の貸金業者から次々に借り入れ、副業等を勧誘してきた業者に支払ってしまった。



アドバイス

- 「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」などの甘い言葉をうのみにせず、借金をしてまで契約しないようにしましょう。副業や投資などを勧誘する業者と直接やり取りをした際に、**広告や事前の説明になかった高額**の契約を勧誘されることがありますが、簡単にお金を稼げるよううまい話はなく、借金をすぐ返せる保証もまったくありません。
- 副業や投資等を勧誘する業者から**借り入れのため虚偽の年収を申告**するよう指示されたり促されたとしても、絶対に虚偽の申告はしないようにしましょう。
- 高額な借金や送金の手続をさせられたりすることがあるので安易に**遠隔操作アプリをインストールしたり、副業や投資などを勧誘する業者と画面を共有**したりしないようにしましょう。
- トラブルにあったときは、お近くの**消費生活センター**に相談してください。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

ニセ警察詐欺 特殊な手口に注意！ ～犯人からスマホが送り付けられる～

- ① 警察官を名乗る者から電話がかかり、**犯罪にかかわっている**と告げられる。
- ② 後日、自宅にスマホが郵送され、**ネット口座の開設を指示**される。（ID、パスワードは相手が指定）
- ③ 「**資金調査のため**」などと言われ、開設した口座への送金を求められ、お金をだまし取られる。

警察はこんなことしません！

- ・ **スマートフォンを送る。**
- ・ **口座を新規で開設する**よう指示する。
- ・ **他の口座にお金を送金**するよう指示する。
- ・ 「**守秘義務がある、誰にも言ってはいけない**」と告げる。



消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒（郵便番号）が

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

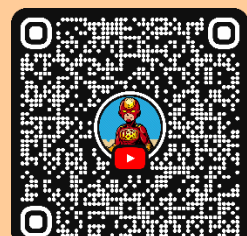
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube